

議事日程第4号

令和2年6月19日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 14件

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第2号））

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号））

議案第49号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第50号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第51号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 工事請負契約の変更について

議案第58号 財産の無償貸付について

議案第59号 御嵩町行政区域内の可児市道の認定の承諾について

議案第60号 重複認定道路の管理に関する協議について

議案第61号 財産の取得について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 1件

総務建設産業常任委員会付託事件 1件

議案第55号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（1名）

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 須田 和男
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 伊左次 一郎
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 各務 元規	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏
建設課長 早川 均	会計管理者 可児 英治
生涯学習課長 古川 孝	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 山田儀雄君、10番 大沢まり子さんの2名を指名します。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

まず最初に、承認第5号、令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認
を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

新型コロナウイルス感染症対策費ということで、資料の5ページの水道料金に関するところ
で確認をしたいと思いますが、水道料金減免事業補助金3,657万円のうちの3,600万円、これ
は減免した水道料金1か月分相当分を補填するための水道事業会計への補助金であります
が、これには消費税が含まれているかどうか、これをお答え願いたいと思います。

議長（高山由行君）

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

谷口議員の御質問にお答えします。

この金額の中には消費税は含まれております。含まれておりますので、よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

消費税が含まれておるといふことではありますが、これは国からの補助金であります。補助金というのは、消費税の対象にならない、原資として。この辺の取扱いといふのはどういふふうにお考えおられるのか。すなわち減免した水道料金1か月分相当を補填するための水道事業会計への補助金ですが、この場合の補助金は特定された工事等に相当するものではなく、あくまでも水道料金としての補完的な役割を果たしておるといふことで、水道事業会計が消費税への確定申告をした場合に、補助金に消費税が含まれていることで不利になるのか、有利になるのか。また、消費税を含んだ補助金を一般会計から支出して水道会計が受け入れることで、最終的に1か月分の消費税はどのように取り扱われるのか。この辺の見解をお聞きしたいと思います。

議長（高山由行君）

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

谷口議員の質問に再度お答えしたいと思います。

今回の補助金の中には、当然消費税を含んだ金額で請求させていただくことに補正予算の中でなっております。これにつきましては、一般会計からの当然補助金という形でございますので、消費税の中で、今後、水道事業の中で申告する中では適正にやっていくものと、今認識しているという形でございますので、これからそのように取扱いをしていきたいというふうに思っております。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

谷口議員、3回目でございますが、最終、端的に御質問をよろしくお願ひします。

12番（谷口鈴男君）

これ2回、3回くどういふことではありますが、感覚的にはいわゆる消費税を含まない水道料金本体価格のみを請求し、補助とすべきである。これは私の基本的な考え方ではありますが、その辺りの考え方の違いなのか、それともその後、いわゆる転用された消費税が仮受消費税となって水道事業会計の直接の収入にはならない、取りあえず。これとは逆に、支出金額

に転用される仮設消費税というのはあります。これを決算の時期にどういう取扱いをしていくのかと。その辺のところをちょっと教えていただきたい。

議長（高山由行君）

上下水道課長 鍵谷和宏君。

上下水道課長（鍵谷和宏君）

再度お答えさせていただきます。

今回、一般会計から頂く補助金は、あくまでも補助金として決算のときも取り扱わせていただくというふうに認識しておりまして、消費税につきましては、その中で適正に申告させていただくというふうに、今認識しているところでございます。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

私のほうからお答えをします。

これは民間企業での消費税の扱いとほぼ似ていますので、共通性があると思いますので、私もそういう経験をしてきているので分かりますけれど、水を仕入れるときにも消費税を払います、県のほうの可茂用水の。

今回の1か月分というのは、水を町民に売るわけではありませんので、そこでの消費税は発生してこない。したがって、県から頂いたときに消費税を払うという、消費税が入ってくると思いますけれど、町民にお使いいただいた分の請求については、消費税も何も発生してこないというふうに思います。ただで行っているわけですから、どこに消費税が発生するのかということ。中に数件、もう既に公共事業で水道料金も入れて計算してあるから、契約のし直しをしなければいけなくなってしまうので、水道料金を払わせてくれという企業もありますので、それはそれで頂くというふうにしておりますので、一部だけお金を頂いて、水を御嵩町が使用者に売っているという形も成立しますので、その分の消費税は発生するという解釈が一番分かりやすい解釈というふうに思います。

議長（高山由行君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

今回、私が先ほど確認したのは、補助金というのは基本的には不課税であるということで、補助金を補填することによって、それに消費税分を転嫁させると。決算時において、逆に仮受けとその後の仮払いの消費税の差額がいわゆる納税になるのか、還付になるのか。その辺の差が実は消費税が来るわけでありますので、その辺のところの消費税の取扱いというのは、企業会計法上どうなっておるのかということの確認であります。

今、町長言われたような内容もよく理解しておりますし、課長が答えられた内容についても理解しておりますけれども、その辺のところがいまいち明確でなかったということでありますので、その辺の確認だけさせていただいたというのが経緯であります。以上です。

議長（高山由行君）

ほかに質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第5号、令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（高山由行君）

承認第6号、令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号、令和2年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

議長（高山由行君）

議案第49号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

補正予算書の9ページになりますけれども、消防費委託金のところで、学校安全総合支援事業委託金が不採択のため減額となっております。

これは今年の高校生防災アカデミーの費用だと思うんですが、今年の高校生への防災アカデミーは実施されますか。それと、もしされたとしたら、どんな形でやられますか。

議長（高山由行君）

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今回は歳入を落としただけで、歳出はそのままですので、実施いたします。ただ、夏休みが大変少なくなったということもありまして、今年是一般のアカデミーと一緒に実施しますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

私、1点だけ質問をさせていただきます。

補正予算書の9ページと11ページになるんですけど、この中に柏屋を売り払うための予算、それと11ページのほうに、委託料で15万円計上されております。これは柏屋の関係の経費と思うんですけど、これは今までの経緯でいいますと、柏屋を売り払うために予算を平成29年度から境界画定とか、土地建物の購入費とか、納屋の取壊しですか、そういったものを投入してきているんですが、どのくらいの今まで予算を投入してきたかということと、売払い予算が300万円なんですけど、これは多分最低売払いの額であると思いますが、今までの投資額とどのくらいの差が生じるかということ。それから、多分ただ使い道がないから売り払うということではないと思いますが、今後、柏屋をどのように位置づけ、考え、私の想像ではまちづくりとか、宿場町の関連で売り払われるとは思いますが、これの上限か何かはつくと思いますけど、売払い先ですかとか、買手の希望等の目星がついているのかどうかということをちょっと確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

まちづくり課長 渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

それでは、安藤議員の御質問にお答えします。

予算が今までどのくらい導入されたかということになりますが、町費のほうの捻出額につきましては、町有土地売払いのほうで300万円をはじめ、各境界画定業務費用、納屋部分の解体費用、文化財調査費、内部清掃費の計238万3,976円の支出により、計538万3,976円の支出がございます。それに併せまして今回、補正予算として計上しております登記委託料15万円が加算されるという見込みになっております。

それで、この300万円との差ですが、先ほど言いました238万3,976円となります。こちらにつきましては、300万円を町有土地を買収した費用ということで、最低の売却価格としまして、それ以外にかかった費用の238万3,976円を今回補正予算として計上している登記委託料15万円につきましては、売却売払いの条件であります有形登録文化財の登録を行い、景観保全をすること。また、取得後は第三者への転売を禁止しまして、地域のにぎわいづくりに寄与する活動を展開することも考慮させていただきまして、売主であります当町が負担すべきものとして判断をしております。

今後、どのように位置づけるかというような話なんですけど、将来の土地、建物の活用の展望につきましては、趣のある建物の景観が守られまして、歴史・文化遺産として価値を高め、地域のにぎわいの拠点として活用されるよう、本町も一緒にサポートして取り組んでいく予定となっております。

それで、売渡先の目途がついているかということなんですけど、こちらの売却につきましては、

300 万円を最低価格としまして、入札により条件をつけまして売却するという予定になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

5 番 安藤信治君。

5 番（安藤信治君）

売渡先の目星というのは、多分予測はされていると思いますけど、二、三社あるという認識でよろしいですか。

議長（高山由行君）

まちづくり課長 渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

今のお話で二、三社ということなんですけれども、広く公募をしまして入札をしたいと思っておりますので、二、三社というのは、今のところ限定的な話を言うことは、私のほうでは想定しておりません。お願いします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

ただいまの質問の関連でありますけれども、更正登記の登記費用として 15 万円計上してありますが、これはどういう登記内容、何を更正した登記変更なのかという手続なのか、その内容と、もう一つは柏屋を買収して、その後南側を解体して整地しておく。それらの費用というのは、300 万円計上ですけれども、どういう形で考えられておるのかと。例えば町が土地開発公社等で先行投資して用地を取得する。それを今度、町が買い取る時に、諸費用等を含めて、町が、いわゆる行政側が行政財産として取得しておると。こういう経緯を見ますと、柏屋についてはそういう形が取られておりませんが、その辺の事情がもし何かあれば、お話ししたいと思いますが。

議長（高山由行君）

まちづくり課長 渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

谷口議員の質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、登記委託料 15 万円の内容につきましては、更正登記といたしまして、建物の表

示登記、あと納屋の取壊しに係ります部分の滅失登記をすることになっております。こちらにつきましては、母屋の南側にあります納屋の解体取壊しを平成 29 年度に行いまして、その部分の滅失登記がまだされていなかったと。今回、滅失登記をするに当たりまして、法務局で必要な手続を進めている中で、母屋に関しまして登記簿上の床面積と実測の床面積に差異があるということが判明したために、登記をするものであります。

通常の、今谷口議員の言われました売主側ということの部分に関しましては、この土地建物を購入した経緯と申しますが、平成 29 年 4 月に売主がみのかも法律事務所の相続財産管理人になりまして、相続人がいない状況で価格設定をされて、本来とは違う経緯で買収したものであるというのは御理解いただいていると思います。その中で、土地建物を売ることの場合の設定としましては、こういう滅失登記というのは売主のほう、本町のほうの責任の中で行うものとして判断した結果で、今回こういう登記委託料の予算を計上させていただいたという経過がございます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

前は、売主側が売買価格を決定する場合には、当然そこに購入したものと、それからその後、いわゆる解体費用等を含めて資金投入しておりますので、そういうものも含めた形の中での売買価格の設定というのは社会通念上当然のことだろうというふうに考えますが、その辺の考え方というのは実は違ったわけですか。

議長（高山由行君）

まちづくり課長 渡辺一直君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（渡辺一直君）

本来の土地建物の売払いにつきましては、建物の老朽化がありますので、当然更地買収というようなものが基本となってくるかと思うんですけども、今回この土地建物を売払いする条件の中に建物の景観保全というものもありまして、当然そういうことも加味する部分もあるんですが、売買価格につきましては、谷口議員のおっしゃっておられます不動産鑑定価格であったりとか、あと独自に算出した固定資産税評価額を割り戻した実勢価格を基準に売買価格を算出し、決定するというようなやり方もございます。その中で、当然価格を設定した経緯としましては、通常の価格におきまして、売買条件として割引く額も考慮しまして設定した金額というふうに御理解いただきたいと思います。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

補正予算書の 13 ページですけれども、教育費、生涯学習費、公民館費のところでございますが、公民館 P C B 使用照明器具取替工事費とあります。

これは伏見公民館ということで伺っております。伏見公民館の安定器のほうには、P C B 含有ということが少し前から表示されていたように思うんですけれども、今回、補正でこの取替工事費が上がってきた理由をお聞かせいただきたいと思います。

議長（高山由行君）

生涯学習課長 古川孝君。

生涯学習課長（古川 孝君）

ただいまの大沢議員の御質問についてお答えいたします。

まずこの P C B に関してですけれども、P C B の特別措置法というものが平成 28 年に改正されました。それまでの高濃度 P C B の廃棄物だけではなく、ただいまの伏見公民館のような蛍光灯等に使用しているものについても期限が決められた中で廃棄が義務づけられました。

それを受けまして、岐阜県のほうから昭和 52 年 3 月以前の建築物については、照明器具の附属品である安定器に P C B が含まれている可能性が高いということを受けまして、平成 30 年 3 月 26 日付、岐阜県の通知ですけれども、昭和 52 年 3 月以前に建築された建物を所有する事業者を対象としまして、P C B 使用安定器の保有に関する調査を実施してくださいということで、アンケート形式の調査様式になりますけれども、調査依頼が参りました。これを受けまして、平成 30 年 4 月中に調査のほうを伏見公民館で行ったところ 27 基ほどの高濃度 P C B を含む安定器が発見されたものです。それを受けまして 5 月に県のほうにこれだけありましたよという報告をいたしました。本来であれば、これを当初予算化するなりして、今回の L E D の照明に替えるというものを予算措置するところでしたが、こちらが失念していたものであります。

今年度 4 月に入りまして、岐阜県のほうから電話連絡がありまして、平成 30 年の報告を受けた処理についてどうなっていますかというような確認の電話がありまして、今回処理していなかったことが判明したものです。何分、今年度末までに処分をする必要があるものですので、申し訳ないですけれども、御理解のほうよろしく願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

分かりました。

今回補正で上がってきた理由は分かりましたので、これは取替工事ということは処分のほうまで、処分代というものは必要になるのかということと、処分代まで入っているわけですか。

議長（高山由行君）

生涯学習課長 古川孝君。

生涯学習課長（古川 孝君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

こちらの処分代なんですけれども、今回のLEDに交換したときに外したものの重さを量る必要があります。その重さに応じてキロ当たり幾らの処分費というものが出てきますので、今回の工事のほうで取り外し、重さ等を量った上で処分費、運搬費等が幾らになるのか確定したと時点で、また令和2年9月補正等に対応のほうさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

そのほか。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

おはようございます。

私は補正予算の11ページの児童福祉費なんですけど、りんご園のことについてちょっとお聞きしますけれども、一般財源等、負担金補助金等を入れて予算がつけられておりますけど、一般財源で149万2,000円出ているんですけれども、たしかこの前、今人数が8名ということで、12名のうち8名で、4名まだ定員に足りていないということなんですけど、これは場所的に御嵩町の端で可児市に近いんですけど、一体御嵩町のお子さんというのは8人のうち何人いるかということと、この予算というのは、確認ですけど、今年だけじゃなく毎年だと思んですけど、そこら辺の確認をしたいので、御答弁よろしくお願ひします。

議長（高山由行君）

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

ただいまの福井議員の御質問に回答させていただきます。

りんご園につきましては、地域型保育事業ということで、この4月から開園したものであり

ます。

利用者の内訳という御質問でしたが、おっしゃるとおり 8 人の中で町内が 4 名、町外が 4 名ということです。

なお、この 7 月 1 日から 1 名町内の方が増えて全部で 9 名となる予定をしております。

りんご園につきましては、当初より開園が遅れておりまして、ほかの保育園と本来なら一斉に保育園の募集だとか、利用調整ということが行われることとなりますが、先ほど申しましたように、開園が遅れていた関係上、その辺が間に合わずに利用者側のニーズのタイミングが合わなかったということで、結果として今申し上げた状態になっているのかなあというふうに考えております。来年以降の募集につきましては、既に開園しておりますので、状況を見ていきたいというふうに考えております。

あと、今回、補正予算で計上しております補助金ということで民間保育園の運営補助金ということで上げさせていただいております。来年以降どうなのかというお話を頂きました。今回、体調不良時対応型ということで上げさせていただいておりますが、ほかには、町内にはない形であります。これは地域子育て支援事業の中の 13 事業の一つということで、国が推進しているものでありまして、今回この事業者から実施したいということの申出がありましたので補正するものでありますが、今後事業者と話を進めていく中で補助金の内容について詰めていきたいと思えますし、来年以降の話につきましては、当然補助金でありますので、申請によって補助対象となるかどうかということも審査した中で、来年以降も予算の範囲内で審査をし、決定していくこととなると思えますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 49 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 50 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

補正予算書 4 ページであります。歳出のところですが、傷病手当金 189 万円という予算化がしておりますが、これの算定をどのように算定されたのかということをお聞かせいただきたいと思っておりますし、あと人数のほうも何人ということで分かれば教えてください。

議長（高山由行君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

ただいまの奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

今回 189 万円と算定させていただいたのは 1 人当たり 21 万円、対象者 9 人ということで算定をさせていただいております。よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 50 号 令和 2 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 51 号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 51 号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 52 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 52 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続いて、議案第 53 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 53 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 54 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 54 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 56 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 56 号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 57 号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 57 号 工事請負契約の変更について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 58 号 財産の無償貸付についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 58 号 財産の無償貸付について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続いて、議案第 59 号 御嵩町行政区域内の可児市道の認定の承諾についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 59 号 御嵩町行政区域内の可児市道の認定の承諾について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 60 号 重複認定道路の管理に関する協議についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

これは協定案が提出されておりますが、先般、これに関する説明を執行部のほうから受けておりますが、そのときに町長はこれに関する御嵩町の負担は一切発生しないというお話を頂きました。この協定案を見ますと、第 3 条は重複部分の管理等については可児市が行って、それに関連する管理等に関する経費、こういうものは可児市が全て負担するというので、それに伴う収入は可児市に帰属するというのですが、問題は第 5 条でありますけれども、重複部分の改良、これは改良工事だと思っておりますが、道路改良等に伴う場合については、前 2 条の規定

に関わらず御嵩町と可児市が別に協議をして行くと、こういう条項があります。これは、いわゆる改良工事に関しては協議対応になっておるんですが、その辺の理解というのはどういうふうにしておけばよろしいでしょうか。

議長（高山由行君）

建設課長 早川均君。

建設課長（早川 均君）

谷口議員の御質問に御回答させていただきます。

この重複部分につきましては、御嵩町道であり、お認めいただければ可児市道となりますので、改良を今後実施するにつきましては、両市町の了解を得ていなければいけないと考えております。それには協議の場が必要になってくるという認識でおります。その改良に要する費用につきましては、基本的には改良を行いたい主体者が要するものと考えておりました、今回の例で申しますと、可児市が主体者となって実施される事業でございますので、可児市さんのほうで費用は賄われるものと理解しております。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

協定書というものは、将来にわたって機能するものでありますので、今回についてどうのこうのということじゃなくて、やっぱり協定書の本来の形として、そういうことが暗黙の了解で確約されておるということであるなら問題ありませんけれども、その辺のところを今後きちっとして対応していただければありがたいというふうに思います。

ただ、私どもはこういう資料を頂くだけですので、その内容精査等につきましては分かりませんので、お聞きしただけでありますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（高山由行君）

谷口議員、今の再質問でやらなくて結構ですね。

12番（谷口鈴男君）

はい。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 60 号 重複認定道路の管理に関する協議について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 61 号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 61 号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

総務建設産業常任委員会付託事件の議案第 55 号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地

域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄君。

総務建設産業常任委員会委員長（山田儀雄君）

それでは、報告をさせていただきます。

今日、配付されています委員会付託事件審査報告書の次のページを御覧いただきたいと思えます。

令和2年6月18日、御嵩町議会議長 高山由行様。総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和2年6月17日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

審査実施日、令和2年6月17日。

2. 審査事件名、議案第55号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について。

審査の経過、議案第55号の審査に当たっては、条例の内容が、町行政施策として適切か、かつ適正であるかなどを主眼に審査をいたしました。

なお、主な質疑は次のとおりでありましたので、お目通しをお願いしたいと思います。

4. 審査の結果、議案第55号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

以上で報告を終わります。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

議案第55号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 55 号 御嵩町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 55 号は委員長報告のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第 4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

皆さんどうも、全ての議案について議了していただきました。心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

世はコロナコロナと、ばっかりですけれど、早く普通のインフルエンザに格が落ちてくれる

とありがたいなと思っております。東京でもやはりだらだらと感染者が発生しておりますけれど、自分がもう既に感染しているんだというそういう気持ちで人と接するということが物すごく大切じゃないのかなと。第2波がいつ来たか分からないような増え方をするというのが一番いけないことだと思いますので、とにかく自分が感染している状態であったとしたら、人に感染をさせないということを常日頃から確認しながら、そういう行動をとっていきたいと思います。県をまたぐ外出もフリーになってくるということで、人はこれまで自粛してきましたので、そうした動きが激しくなるんだろうなと。そうすると、都市部からの流入で地方にも伝播してくるという可能性が高くなりますので、より一層気をつけなければいけないというふうに思っております。

初めて経験することばかりで、私、スポーツ新聞を1紙取っていますけれど、ほぼ2月中旬からスポーツをやらないときのスポーツ新聞というのはいかにつまらないかということで、ほとんどテレビ番組のところしか見ないというような日々が続いたんですけど、野球もこれで始まってくるということで、ニュースもそういう意味では面白いものが流れてくるんじゃないのかなと、そう期待しております。

本当は3か月、4か月断ろうかなと思ったんですけど、これも経済的にいえば、協力していかなきゃいけないんだなということで取り続けたという経緯もございます。皆さんにおかれましては、年齢が高いほうが重篤化しやすいと言われておりますので、あまりここにお見えになる方はそれほど低い年齢の方は1名しかいませんので、十分御自愛いただき、自分自身が感染しないように気をつけていただきたいと思います。また皆さんと色々な議論をしたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたしまして、本日の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして令和2年御嵩町議会第2回定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前9時55分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 山 田 儀 雄